

開催日時	開催場所
平成29年7月24日(月) 18時00分 ~ 20時00分	こども支援センターげんき5階研修室3
出席者・講師など	
居宅介護支援事業所98事業所 102名参加	足立福祉事務所生活保護指導課適正化推進係
足立区都市建設部建築室 建築安全課 森田課長	杉田まどか講師、小峰直樹主任主事、三幣千尋氏
足立区役所介護保険課事業所指導係 笠尾係長	
次第	
1 部会長 挨拶 2 事務連絡 3 講義テーマ:生活保護制度と介護扶助適正化専門員を理解し、ケアプラン作成に役立てよう 4 グループワーク 発表	
議事	
1.部会長挨拶 ①次第の確認。講師紹介。 2.①足立区建築安全課建築防災係 森田係長より情報提供 感震ブレーカーの助成対象の確認、手続き・申請・連絡先の説明。 ②足立区役所介護保険課事業所指導係 笠尾係長より 主任介護支援専門員更新にかかる区推薦要件の決定事項を説明。担当の変更がありご迷惑をおかけしたが、スムーズに進めて行きたい。東京都に対して推薦を行う3つの受講要件として、区の条件は付けず東京都の要件をそのまま使用することに決まった。 ・勤務要件では、担当者が事業所に確認に訪問を行い、困難ケースへの対応実績や主任ケアマネとしての実績を一定の指標を持って検討させていただく。実施要件は東京都の要件に合わせていく。資質向上要件については、条件となる研修(4回)の選定が難しかったので緩和方向にはある。 東京都の要件が変われば再度検討していきたい。8月に2回目の更新申し込みがあるが、申請から東京都に提出までの期間が短いため、申請内容は間違いの無いようお願いしたい。 3.①研修:テーマ「生活保護制度と介護扶助適正化専門員を理解し、ケアプラン作成に役立てよう」 生活保護受給者のプラン作成の基礎知識を居宅サービスを中心に講義。詳細内容については研修資料参考のこと。 ・介護サービス費の介護負担割合の考え方を知る。2号被保険者という表現よりも被保険者以外の者、みなし10割等の呼び方をしている。年金等の収入の関係で自己負担のある受給者もいるので注意して欲しい。 本年度はみなし10割の受給者のケアプランに目を通す予定であり、質問や提案をさせて頂くこともあるので、ご協力をお願いしたい。 ・ケースワーカーは所帯で担当するため障害・高齢・児童・その他の問題で関わっているため、介護保険に特化した知識は薄いことを前提に、ケアマネの皆様から教えて頂きながら関わるようなイメージ。 ・順次、ワーカーを対象に介護保険やケアプラン等についての研修を行っているので、担当者会議参加や自宅訪問積極的に動き始められるようになっていくと思うのでご協力をお願いしたい。 ・他法他施策優先とし、足りないところを補う制度であることを踏まえ一緒に考えていって欲しい。 ・受診付き添い等、自費が発生する場合は必ず事前にご相談願いたい。ケースバイケースの回答にはなると思うが。 4.<グループワーク実施> 机をV字型に設置し、1グループ6~8名でワーク。講師に質問したいこと、福祉事務所との関わりで困ったこと等を話し合い内容をワークシートに記入。 <グループワーク発表>(抜粋) ・介護扶助適正化専門員に直接連絡して良いか、連絡先は教えていただけるか。 回答:まずは担当のワーカーに相談し、解決しない場合はご相談頂いてかまわない。決定権は無いが担当ワーカーに助言することは出来る。 ・軽介護度者の特殊寝台の取り扱いで認められなかった事案があった。 回答:医師の意見は有効のため確認取れていればはねられることは無いと思うが、要支援者であれば包括支援センターの判断も加わるため個別の結果となった可能性がある。 ・苦情・要望の強い対象者で困っている。福祉事務所で指導してくれますか。 回答:職権で生活指導は出来ます。明らかに精神的な問題があると思われる場合は検診指示を出すことも出来ます。 <講師からのメッセージ> ・介護扶助適正化管理専門員の役割や目的の説明。現在は足立区内で2名だが、もう一人増員し3名体制になる予定。	